

職格選考規程

(目 的)

第1条 職格制度の理念は、公益社団法人 当道音楽会の会員が技芸の向上を図り、邦楽普及のための人材を育成し、邦楽界の発展のため寄与することにあるから、従前の推薦定年制度を廃止し、次条以下の選考試験方法によるものとする。

(選考試験方法)

第2条 選考試験は、次条以下の授導級と勾当級との2種類とする。

(授導級の選考)

第3条 少、中、大の各授導級は、箏、三絃の所定各課題曲を職格ごと、まとめて演奏させ試験委員が立会して聴取し、合否の能力判定をする。

この場合受験者の指導者が受験者と共に合奏することができる。

(勾当級の選考)

第4条 少、中、大の各勾当級は、各級受験者が箏・三絃の所定課題曲を試験委員の面前で演奏し、同委員がその合否の能力判定をする。

(試験委員)

第5条 試験委員は、3名以上が関与し、本部以外で実施の場合には、支部における試験委員1名以上が加わることができ、公平かつ妥当な人選をしなければならない。

(課題曲等)

第6条 課題曲は、事前に担当試験委員らが協議して既存の課題曲のほか同程度曲を選定し、受験者側へ通知し、受験の日時、場所についても、同委員が受験者側の便宜のため適宜協議して定める。

附則

1. 当会本部で従前から実施されている職格試験制度は、従来どおりである。
2. この規則は、平成23年9月21日から施行する。